

議 第 2 号

地域における食肉流通体制の維持を 求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

食肉処理施設は、畜産農家と消費者をつなぐ流通拠点であり、食肉のサプライチェーンの一端として、肥育した牛、豚等を加工処理することで、畜産農家の経営を支えるほか、地域に新鮮な食肉を安定供給するなど、食料安全保障上の重要なインフラを担っている。

一方で、本県において、最大のと畜実績を持つ松本市の食肉処理施設は、移転・新設が計画されていたものの、処理頭数の減少、昨今の資材・人件費高騰から建設費の増大が見込まれたことなどを背景に断念し、令和10年3月を目途に閉鎖が予定されている。

こうした状況を受け、県内や近隣県の別施設での食肉処理など新たな流通体制が検討されているが、畜産農家が中山間地域の広範囲に点在する地理的特殊性もあることから、輸送コストの軽減、地域内経済の循環等を実現するため、将来にわたって安定した食肉流通体制の構築が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域における食肉流通体制の維持のため、県域を越えた食肉処理施設の再編合理化などの広域的観点も考慮の上、地理的条件などが不利な過疎地域等の施設整備に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 強い農業づくり総合支援交付金などにおいて、過疎地域等を支える重要施設については、離島同様に処理頭数要件の適用除外とすること。
- 2 補助上限額・上限事業費及び補助率を大幅に引き上げるなど、資材価格及び人件費の高騰に対応した施策を検討すること。
- 3 食料安全保障の確保及び地方創生の観点から、過疎地域等における食肉処理施設の整備・存続を、国の重要施策として位置付けること。